⑵ 審査基準

劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場、旅館、ホテル、宿泊所、公衆浴場

<table>
<tr><th>指定場所</th><th>禁止行為</th><th>審査基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">舞台</td><td>喫煙</td><td>１　演出のために必要なものに限ること。
２　喫煙設備を設けること。
３　消火器具（能力単位がＡ－２、Ｂ－３以上のものとする。以下同じ。）を設けること。※1
４　従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。</td></tr>
<tr><td>裸火使用
（瞬間的な火炎以外の裸火）</td><td>１　共通事項
⑴ 演出のために必要なものに限ること。
⑵ 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
⑶ 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。※2
⑷ 消火器具を設けること。※1
⑸ 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
２　火気使用設備器具等を使用するもの
⑴ 次に掲げる安全な措置が講じられていること。
ア　条例第３章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。※3
イ　アの距離が定められていないものは、次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによる。
㈠ 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの※4
ａ　火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。
ｂ　ａの範囲内及びその範囲の周囲２ｍ以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。※5
㈡ 火炎を有するもの※6
周囲の可燃物から、次の表に掲げる距離以上の距離を確保していること。
表　単位：cm

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="10">火炎の幅</th></tr>
<tr><th>20以内</th><th>40以内</th><th>60以内</th><th>80以内</th><th>100以内</th><th>120以内</th><th>140以内</th><th>160以内</th><th>180以内</th><th>200以内</th></tr>
<tr><td rowspan="5">火炎の長さ</td><td>20以内</td><td>60</td><td>80</td><td>90</td><td>100</td><td>110</td><td colspan="2">120</td><td colspan="2">130</td><td>140</td></tr>
<tr><td>40以内</td><td>80</td><td>110</td><td>130</td><td>150</td><td>160</td><td>170</td><td>180</td><td>190</td><td>200</td><td>210</td></tr>
<tr><td>60以内</td><td>100</td><td>130</td><td>160</td><td>180</td><td>200</td><td>220</td><td>230</td><td>250</td><td>260</td><td>270</td></tr>
<tr><td>80以内</td><td>110</td><td>160</td><td>190</td><td>210</td><td>240</td><td>250</td><td>270</td><td>290</td><td>300</td><td>320</td></tr>
<tr><td>100以内</td><td>120</td><td>170</td><td>210</td><td>240</td><td>270</td><td>290</td><td>310</td><td>330</td><td>340</td><td>360</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

⑵ 液体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。

ア　危険物（法第２条第７号に規定する危険物をいう。以下同じ。）は、引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内であること。

イ　危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。

⑶ 固体燃料を熱源とするものは、燃焼時に火の粉が発生しないものであること。

３　**火薬類**を消費するもの**※7**

⑴ 火花を噴き出す煙火は、次に定めるところによる。

ア　煙火は、固定して消費すること。

イ　消費中の煙火を移動しないこと。

ウ　次に掲げる**火花の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところに適合すること**。**※8**

㈠ 上方に噴き出す場合

ａ　火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいないこと。

ｂ　ａの範囲内及びその範囲の周囲２m以内の床面を**防火性能を有する材料**で覆うこと。**※5**

ｃ　ａの範囲内並びにその範囲の上方４m及び周囲２m以内には、可燃物を置かないこと。

ｄ　ａの範囲の周囲６m以内には、観客がいないこと。

㈡ 斜めに噴き出す場合

ａ　噴き出し角は、水平面から 45 度以上を確保すること。

ｂ　噴き出し方向を軸として、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、演技者等がいないこと。

ｃ　噴き出し方向を軸として、ｂの円筒形の範囲内の上方４m及び周囲の２mの部分を囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

ｄ　ｃの範囲内の床面を**防火性能を有する材料**で覆うこと。**※5**

		ｅ　ｂの範囲の周囲６ｍ以内には、観客がいないこと。 �hの下方に噴き出す場合 ａ　煙火から床面の高さ及び火花の最大となる幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいないこと。 ｂ　ａの範囲内及びその範囲の周囲２ｍ以内の床面を**防火性能を有する材料**で覆うこと。**※5** ｃ　ａの範囲内並びにその範囲の上方２ｍ及び周囲２ｍ以内には、可燃物を置かないこと。 ｄ　ａの範囲の周囲６ｍ以内には、観客がいないこと。 エ　実験により特性を確認したものであること。 オ　火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 カ　煙火消費後、排煙の措置を講じること。 キ　消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。 ク　0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、１０個以下とすること。 ⑵ 火花を噴き出す煙火以外のものは、次に定めるところによる。 ア　煙火は、固定して消費すること。（拳銃等の形態による消費を除く。） イ　飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 ウ　煙火は、**飛しょうするもの**でないこと。**※9** エ　火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 オ　0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、１０個以下とすること。 ４　その他の裸火 次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによる。 ⑴ **固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発するもの※4** ２⑴イ㈐の規定に適合すること。 ⑵ **火炎を有するもの※6** ２⑴イ㈑の規定に適合すること。 ⑶ **微小な火源を有するもの※10** 演出上必要最小限の範囲内であること。 ⑷ **瞬間的に燃焼するもの※11** 演出上必要最小限の範囲内であること。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>５　直接屋外に開放された場所における使用については、２から４までの規定にかかわらず、演出上最小限の範囲であること。</td></tr>
<tr><td></td><td>裸火使用
（瞬間的な火炎による裸火）※12</td><td>１　共通事項
⑴ 演出のために必要なものに限ること。
⑵ 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
⑶ 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。※2
⑷ 消火器具を設けること。※1
⑸ 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
２　気体燃料を熱源とするもの
⑴ 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。※13
⑵ カートリッジ式のものに限ること。※14
⑶ 燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。※15
⑷ 燃料容器を機器に設置する場合に、燃料が漏えいしないこと。
⑸ 燃料への点火は、電気点火とすること。
⑹ 床面等に固定して使用すること。
⑺ 可燃性ガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。
⑻ 次に掲げる火炎の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところによる。
ア　上方に噴き出す場合
㋐ 火炎の発生から消滅までの時間が１秒以内のもの
ａ　火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表１に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表１　　単位：cm
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="10">火炎の幅</td></tr>
<tr><td>20
以内</td><td>40
以内</td><td>60
以内</td><td>80
以内</td><td>100
以内</td><td>120
以内</td><td>140
以内</td><td>160
以内</td><td>180
以内</td><td>200
以内</td></tr>
<tr><td rowspan="8">火炎の長さ</td><td>200以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="6">50</td></tr>
<tr><td>300以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="5">50</td><td>100</td></tr>
<tr><td>400以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="4">50</td><td colspan="2">100</td></tr>
<tr><td>500以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="4">50</td><td colspan="2">100</td></tr>
<tr><td>600以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="4">50</td><td colspan="2">100</td></tr>
<tr><td>700以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="4">50</td><td colspan="2">100</td></tr>
<tr><td>800以内</td><td colspan="4">25</td><td colspan="4">50</td><td colspan="2">100</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

ｂ　ａの範囲内の上方及び側方にそれぞれ表２に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、ＪＩＳ（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第２０条第１項の日本産業規格をいう。以下同じ。）A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

表2　　単位：cm

		火炎の幅									
		20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
火炎の長さ	200以内	50	100		150			200			
	300以内	50	100		150	200			300		
	400以内	50	100		150	200		300			
	500以内	50	100	150	200		300				
	600以内	50	100	150	200		300				400
	700以内	50	100	150	200		300			400	
	800以内	50	100	150	200		300			400	

ｃ　ａの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表２に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がいないこと。

ｄ　ａの範囲の周囲６m以内には、観客がいないこと。

⑷ 火炎の発生から消滅までの時間が１秒を超え５秒未満のもの

ａ　火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表３に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表3　　単位：cm

		火炎の幅									
		20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
火炎の長さ	200以内	25	50	100			150				
	300以内	25	50	100		150				200	
	400以内	25	50	100		150			200		
	500以内	25	50	100		150		200			300
	600以内	50		100		150		200			300
	700以内	50		100		150		200		300	
	800以内	50		100		150		200		300	

ｂ　ａの範囲内の上方及びその側方にそれぞれ表４に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方 0.2m の部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、ＪＩＳ A1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

表４　　単位：cm

		火炎の幅									
		20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
火炎の長さ	200以内	100	150	200	300					400	
	300以内	100	200	300			400				500
	400以内	150	200	300		400			500		
	500以内	150	200	300	400			500			600
	600以内	150	200	300	400		500		600		
	700以内	150	200	300	400	500			600		700
	800以内	150	200	300	400	500		600		700	

ｃ　ａの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表４に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がいないこと。

ｄ　ａの範囲の周囲６m以内（表４に規定する距離が７mの場合にあっては、７m以内とする。）には、観客がいないこと。

イ　斜めに噴き出す場合

(ｱ) 火炎の発生から消滅までの時間が１秒以内のもの

ａ　噴き出し角は、水平面から 45 度以上を確保すること。

ｂ　噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表１に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

ｃ　噴き出し方向を軸として、ｂの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表２に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、ＪＩＳ　A1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

ｄ　ｂ及びｃの範囲内には、演技者等がいないこと。

ｅ　ｂの範囲の周囲６m以内（表４に規定する距離が７mの場合にあっては、７m以内とする。）には、観客がいないこと。

(ｲ) 火炎の発生から消滅までの時間が１秒を超え５秒未満のもの

ａ　噴き出し角は、水平面から 45 度以上を確保すること。

ｂ　噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表３に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当

		該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。 ｃ　噴き出し方向を軸として、ｂの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表４に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、ＪＩＳ　A1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。 ｄ　ｂ及びｃの範囲内には、演技者等がいないこと。 ｅ　ｂの範囲の周囲６m以内（表４に規定する距離が７mの場合にあっては、７m以内とする。）には観客がいないこと。 ３　液体燃料を熱源とするもの ⑴ 危険物は、**引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内**であること。**※16** ⑵ 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。 ⑶ ２⑴、⑶及び⑸から⑻までの規定を準用すること。 ⑷ ２⑻において、可燃物を置かないこととする範囲内及びその範囲の周囲１m以内の床面を**防火性能を有する材料**で覆うこと。**※5** ⑸ ⑷の床面に可燃物がある場合は、ＪＩＳ　A1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。 ４　直接屋外に開放された場所における使用については、２及び３の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲であること。
	危険物品 持込み	１　**消火器具を設けること**。**※1** ２　従業員等による監視体制が講じられていること。 ３　解除される範囲は、次に掲げるものであること。 ⑴ 危険物 危政令別表第３に定める指定数量の 100 分の１未満であること。 ⑵ 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第７に定める数量の 100 分の１未満であること。 ⑶ **可燃性ガス容器（高圧法の適用を除外される液化ガスに限る。）※17** **容器の許容充填ガス質量の合計が 0.5kg 以下であること。（容器の個数は問わないものとする。）※18** ⑷ **火薬類※7** 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、１回の公演当たり次の個数以下であること。 ア　舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さが８m以上の劇場の場合

		㈐ 0.1g 以下のもの　５０個 ㈑ 0.1g を超え 15g 以下のもの　１０個 ㈒ **0.1g を超え 5g 以下のもの　㈑に含まれるものを除き１０個※19** イ　ア以外の場合 ㈐ 0.1g 以下のもの　５０個 ㈑ 0.1g を超え 15g 以下のもの　１０個 ４　直接屋外に開放された場所における持込みについては、３の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。
客席	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	舞台の部裸火使用(瞬間的な火炎以外の裸火)の項によること。 ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
	危険物品持込み	舞台の部危険物品持込みの項によること。
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	１　**消火器具を設けること。※1** ２　従業員等による監視体制が講じられていること。 ３　解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第３に定める数量の 20 分の１未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第７に定める数量の 20 分の１未満であること。 (3) **可燃性ガス容器（高圧法の適用を除外される液化ガスに限る。）※17** **容器の許容充填ガス質量の合計が 5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）※18**

※１　消火器具を設けること

消火器は、持ち込む危険物品の種類や使用する場所などを考え、油脂の火災や電気器具の火災などに最も適した消火器を選び、使いやすい位置に置きます。

消防法令に基づいて、既に消火器具が設けられている場合で、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で置かれているときは、新たに消火器具を設ける必要はありません。

※２　使用者が裸火使用を容易に停止できる措置

燃料の放出を１動作により停止できるなどの措置が講じられているものをいいます。

※３　火災予防上安全な距離

条例で可燃物から確保しなければならない距離が定められている火気使用設備・器具等の場合は、その距離を確保しなければなりません。

※４　固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発するもの

グラインダー、アーク溶接等の火花を発する器具などが該当します。

※５　防火性能を有する材料

次に掲げるものが該当します。

⑴ 準不燃材料

⑵ 難燃材料（建基政令第１条第６号に規定するもの）であって、当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できたもの

⑶ 防炎物品（政令第４条の３第３項に規定するもの）であって、当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できたもの

※６　火炎を有するもの

トーチ、ろうそく、ライター等の炎を出して燃焼するものが該当します。

※７　火薬類

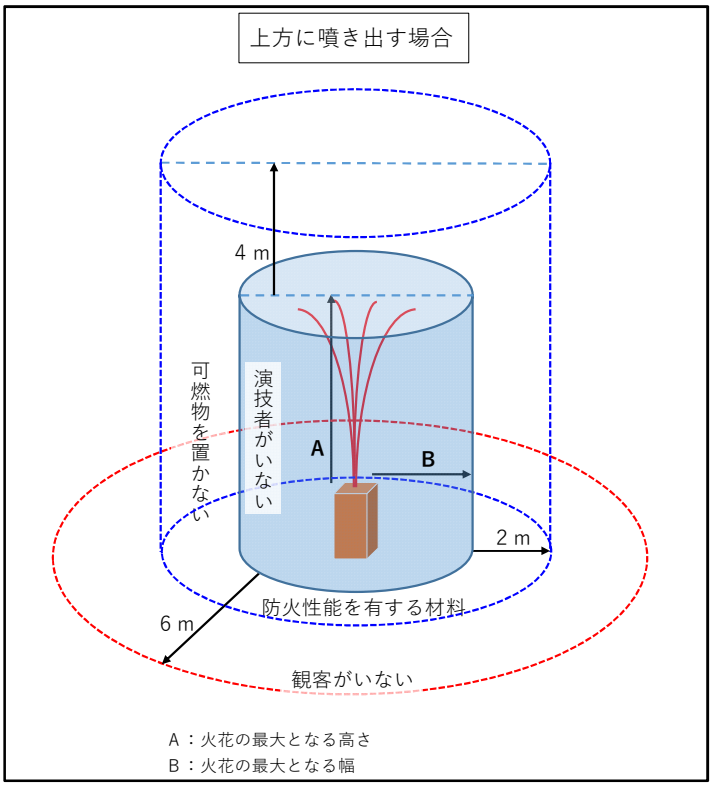
火薬類の取扱いは、次のとおりとなります。

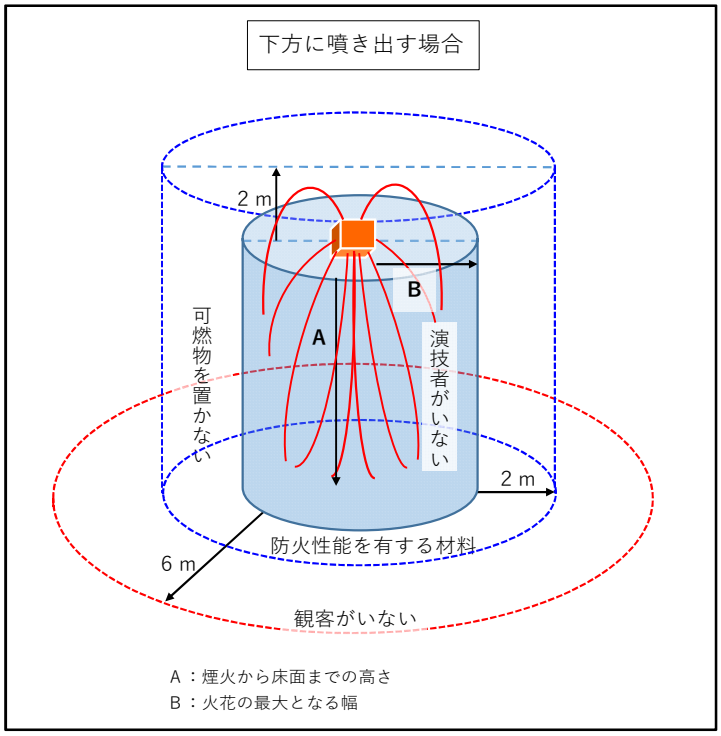
⑴ 「１回の使用の数量」は、１公演分をまとめてとらえます。

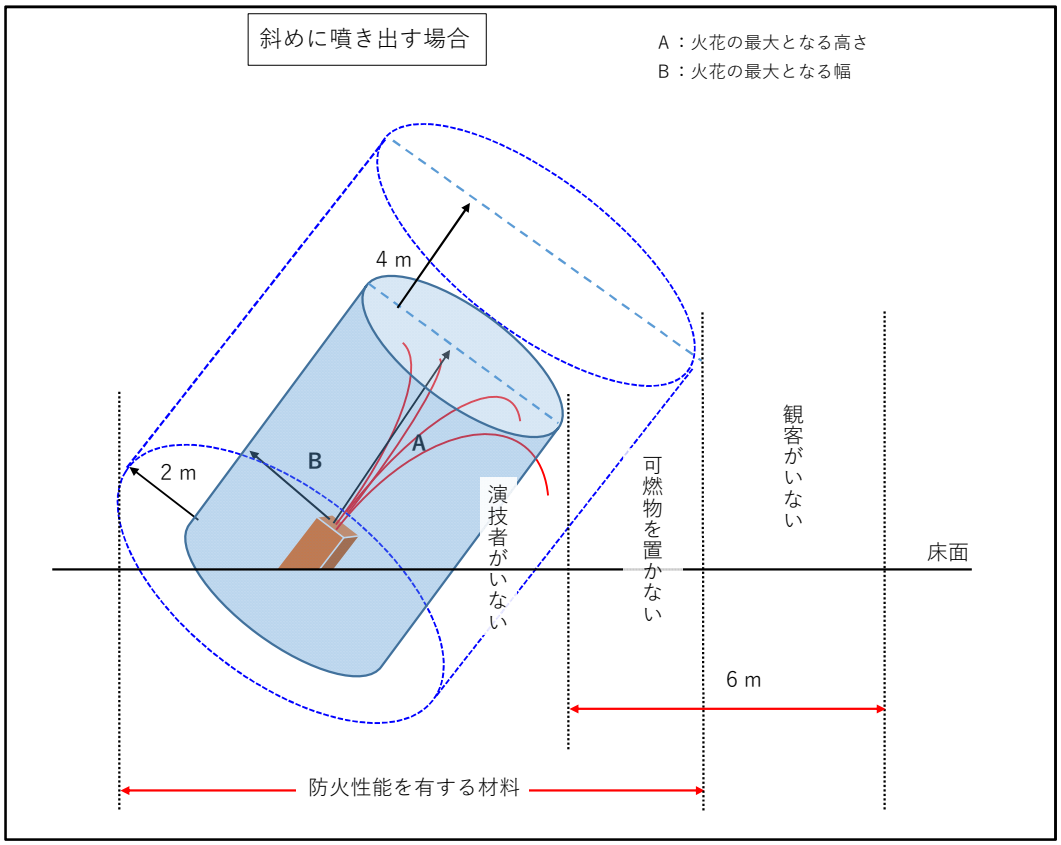
⑵ 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を１回の使用で持ち込む場合は、火薬などの量ごとに各々の個数以下としなければなりません。

⑶ 消費する場合については、「裸火使用」と「危険物品持込み」の両方の審査が行われます。

※8　火花の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところに適合すること
次の図（例）で示された範囲の規制に適合していることが必要です。







※　ガソリン、灯油、アルコールなどの危険物を口に含み、松明の炎などに吹きつける「火吹き」については、火炎の長さが吹きつける危険物の量によって異なること、また、過去に何度か火災となった事例が見られるように、行為自体に安全性、確実性が乏しいことから、解除承認を受けることはできません。

※9　飛しょうするもの

ロケット花火のように火花が飛んでいく煙火をいいます。

このような煙火は、火花の飛ぶ範囲が確実でないことから承認することができません。

※10 微小な火源を有するもの

香、線香などが該当します。

※11 瞬間的に燃焼するもの

マジックなどで使用するフラッシュペーパーやフラッシュコットンなどが該当し、「瞬間的な火炎による裸火」とは異なります。

※12 瞬間的な火炎による裸火

裸火のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間が５秒未満であるものをいいます。（ミニフレーマーなど）

※13 安定した火炎を発生できるもの

機器の性能等が確認されており、瞬間的な火炎の高さ及び幅を均一に発生させることができるものをいいます。

※14 カートリッジ式のもの

高圧法第３条第１項第８号及び高圧政令第２条第３項第８号の規定に基づく高圧法の適用を除外される液化ガスを使用するカートリッジ式の機器をいいます。

※15 燃料の逆流を防止する構造又は対策

機器本体に燃料の逆流を防止できる構造（逆止弁等）又は燃料の逆流を防止できる対策が講じられているものをいいます。

※16 引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内

液体燃料を熱源とする機器１台あたりの危険物の消費量を 100ｍｌ以内としています。

※17 可燃性ガス容器（高圧法の適用を除外される液化ガスに限る。）

「高圧法第３条第１項第８号及び高圧政令第２条第３項第８号の規定に基づく高圧法の適用を除外される液化ガス」に定められているものをいいます。

また、ガスの総質量の換算については、それぞれのガス容器の許容充填ガス質量（ガス容器の最大貯蔵量）の合計で行います。

なお、高圧法が適用される容器入りの可燃性ガスの持込みは解除承認を受けることはできません。

【高圧法の適用を除外される液化ガスの例】

- ガスライター
- ガスライターの補充用ガス容器
- カートリッジボンベ
- エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）



【高圧法が適用される容器入りの可燃性ガス】

解 除 承 認 不 可



※18 容器の許容充填ガス質量の合計が〇〇以下であること（容器の個数は問わないものとする。）

容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとの定められた充填圧力で、ガスを充填した際のガス質量をいいます。

一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示されています。

※19 0.1g を超え 5g 以下のもの　⑴に含まれるものを除き１０個

舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さが８m以上の場合の最大持込み個数は、それぞれの火薬又は爆薬の量の区分に応じて、それぞれの個数まで持込みできることとなりますので、それらの合計が最大持込み個数となります。

例

0.1g 以下のもの　５０個　＋　0.1g を超え 15g 以下のもの　１０個
＋　0.1g を超え 5g 以下のもの　１０個　＝　合計　７０個

【スモークマシンは規制がかかるの？】

スモークマシンは、舞台などにおいて演出効果を高めるため、発煙剤を加熱、加圧し、空気中に放出することにより人工的に煙や霧を発生させる機器で、使用している発煙剤には、危険物の液と非危険物の液があります。劇場、ホテル、公衆浴場等に危険物に該当する発煙剤を使用するスモークマシンを持ち込む場合は、「危険物品持込み」行為となり、解除承認申請が必要となります。

なお、使用する「発煙剤」が危険物かどうかは、販売業者や製造メーカーへ問い合わせて確認してください。

また、解除承認に際しては、機器自体の安全性の確認が必要となります。くわしくは、管轄の消防署にご相談ください。（発煙剤が危険物で引火点摂氏７０度未満の発煙剤を使用するスモークマシンは、屋内において解除承認を受けることができません。）

⑶ 申請上の留意事項

ア　特殊な裸火や危険物品については、申請の際に特性、性能などが確認できる資料を提出しなければなりません。

なお、内容によっては、事前の検証、実験などが必要な場合があります。

イ　申請の内容によっては、床や大道具の不燃化、難燃化などを講じる必要があります。

ウ　施設の管理者と興行の主催者が異なる場合については、禁止行為の申請内容を事前に双方で十分検討し、申請を行わなければなりません。

また、申請については、施設管理者、演出担当者、演技者などが申請内容を相互に十分把握、理解した上で、建物所有者又は防火管理者等の責任のある者が行わなければなりません。

Q&A

Ｑ１　劇中で役者がたばこを吸う場面があるのですが、実際にたばこを吸う行為は禁止されますか？

Ａ１　喫煙行為となるので禁止されます。ただし、演技上必要であることが確認され、かつ、審査基準に適合する要件が確保されるなど、安全性が確認されれば承認されることがあります。

Ｑ２　屋外で人気ロックグループのコンサートが行われます。
大規模な舞台が造られ、舞台上で演出のために舞台用煙火を使用します。解除承認申請は必要ですか？

Ａ２　屋外の舞台でも規制対象となるため、解除承認申請が必要となります。
企画案ができたら早めに管轄の消防署に相談してください。

４　喫煙所の設け方

第１章第５節「喫煙に関する措置」に留意するほか、次の基準に合った場所に設け、安全な状況が維持されるように管理されなければなりません。

⑴ 喫煙所は、階ごとに設けます。

⑵ 喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の 30 分の１以上を確保しなければなりません。

⑶ 舞台や客席での喫煙が禁止されているため、利用者にわかりやすいように喫煙所の案内表示を設けたり、館内放送を行うなどして、禁煙場所の徹底と「喫煙所」の周知を図る必要があります。

⑷ 施設の管理者やイベントの主催者は、すべての従業員、スタッフに喫煙所の設置の目的について十分な説明を行い、理解を得たうえで、実効性のある喫煙所の管理を心がけなければなりません。

⑸ 施設の管理者や主催者は、スタッフや出演者等に対して、喫煙管理について十分説明を行い、安全の徹底を図らなければなりません。